

「液化石油ガス安全高度化計画2030」 中間評価及び計画見直しの方向性について

2025年12月25日

経済産業省 産業保安・安全グループ ガス安全室

目次

- 1.液化石油ガス安全高度化計画2030の中間評価について
- 2.液化石油ガス安全高度化計画2030実施期間における事故の状況について
- 3.実行計画の主な取組状況
- 4.液化石油ガス安全高度化計画2030の見直しの方向性

1.液化石油ガス安全高度化計画2030の中間評価について

液化石油ガス安全高度化計画2030の中間評価等を行う背景について

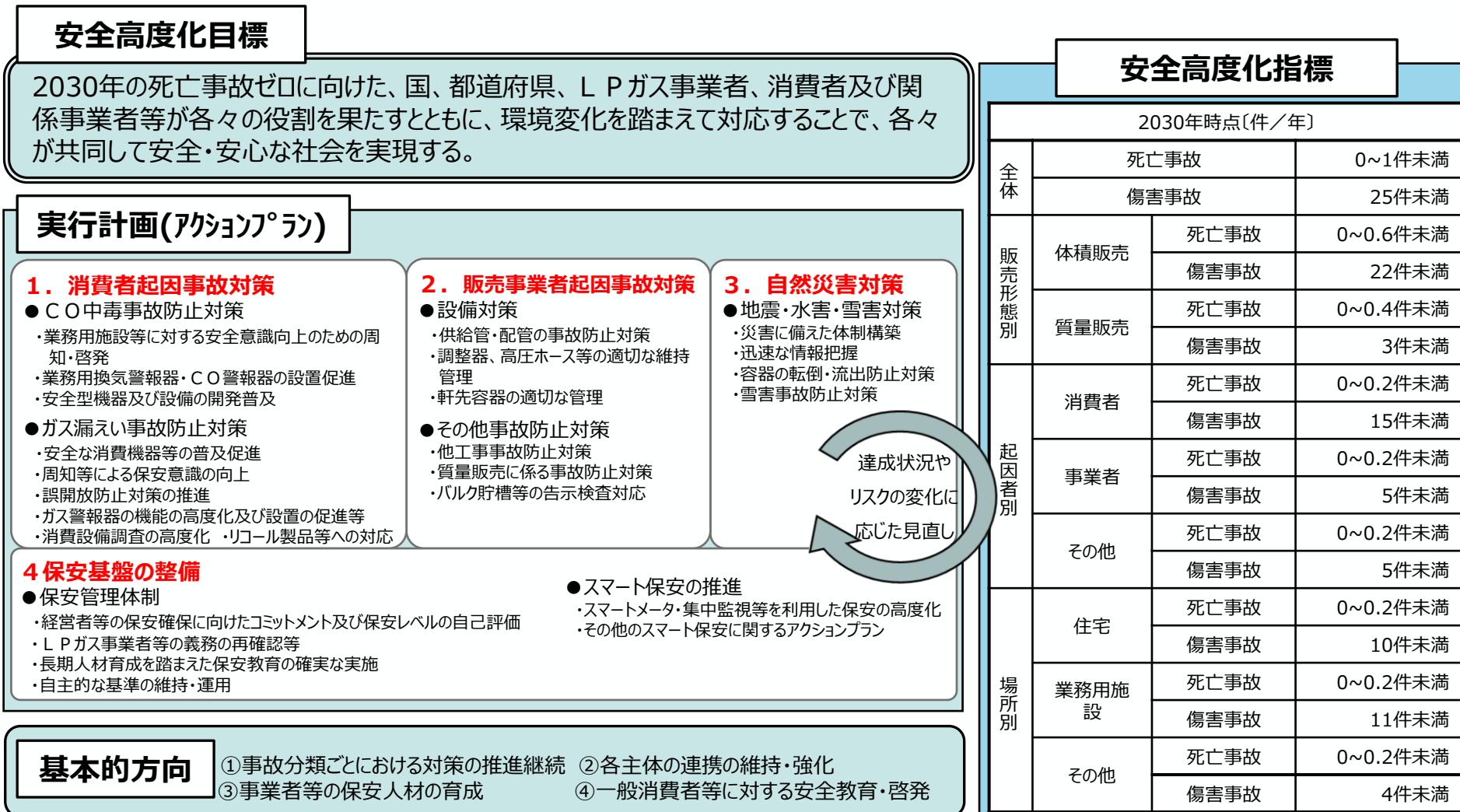
- 液化石油ガス安全高度化計画2030において、以下のとおり5年の経過時期において、総合的かつ多角的な中間評価を実施し、必要な計画の見直しを検討することとされた。

5. 指標に対する状況把握とアクションプランの不断の見直し

- 今後、国、LPGガス事業者等は、液化石油ガス安全高度化計画に基づいて、それぞれの保安対策を実施していくこととなる。
- 国、都道府県、第三者機関、LPGガス事業者及び一般消費者等を含めた我が国全体としての保安対策については、毎年度、液化石油ガス小委員会において、指標の達成状況を評価することにより、必要に応じて実行計画の内容を見直す。ただし、単年で評価する場合、数件の事故件数の増減で評価が左右されることから、複数年の推移も勘案しつつ総合的に判断する。また、リスクの変化に対応して、重点的に取り組む対策項目も見直す。
- さらに、想定されていない事故や大規模震災等が発生した場合や特に重大な事故や災害等に対しては、個別の専門対策委員会で類似事例の再発防止に向けた検討を行い、その結果を踏まえて機動的に計画を変更する。
- 加えて、目標年次である2030年に、計画の全面的な検証と評価を行う。
- なお、目標期間内における対策状況を評価し、対策の重点化や新たなリスクへの対応に繋げるため、5年の経過時期において、総合的かつ多角的な中間評価を実施し、必要な計画の見直しを検討する。（2026年に実施）

(参考) 液化石油ガス安全高度化計画2030について

- 今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「液化石油ガス安全高度化計画2030」を2021年4月に公表した。



「液化石油ガス安全高度化計画2030」中間評価等のスケジュール

- 液化石油ガス安全高度化計画2030は、当時の事故の状況分析による目標の策定、これまでの保安対策指針の要請事項、今後10年を見据えた社会環境の変化、及び予測されるリスクを踏まえたアクションプラン等を定めた。
- 計画策定時からの状況変化や事故の発生状況（安全高度化指標との比較）を踏まえて、以下のスケジュールで中間評価等を行う。

第20回 2025年12月25日

「液化石油ガス安全高度化計画2030」の中間評価及び計画見直しの方向性について議論

第21回 2026年3月予定

「液化石油ガス安全高度化計画2030」の改定案について議論

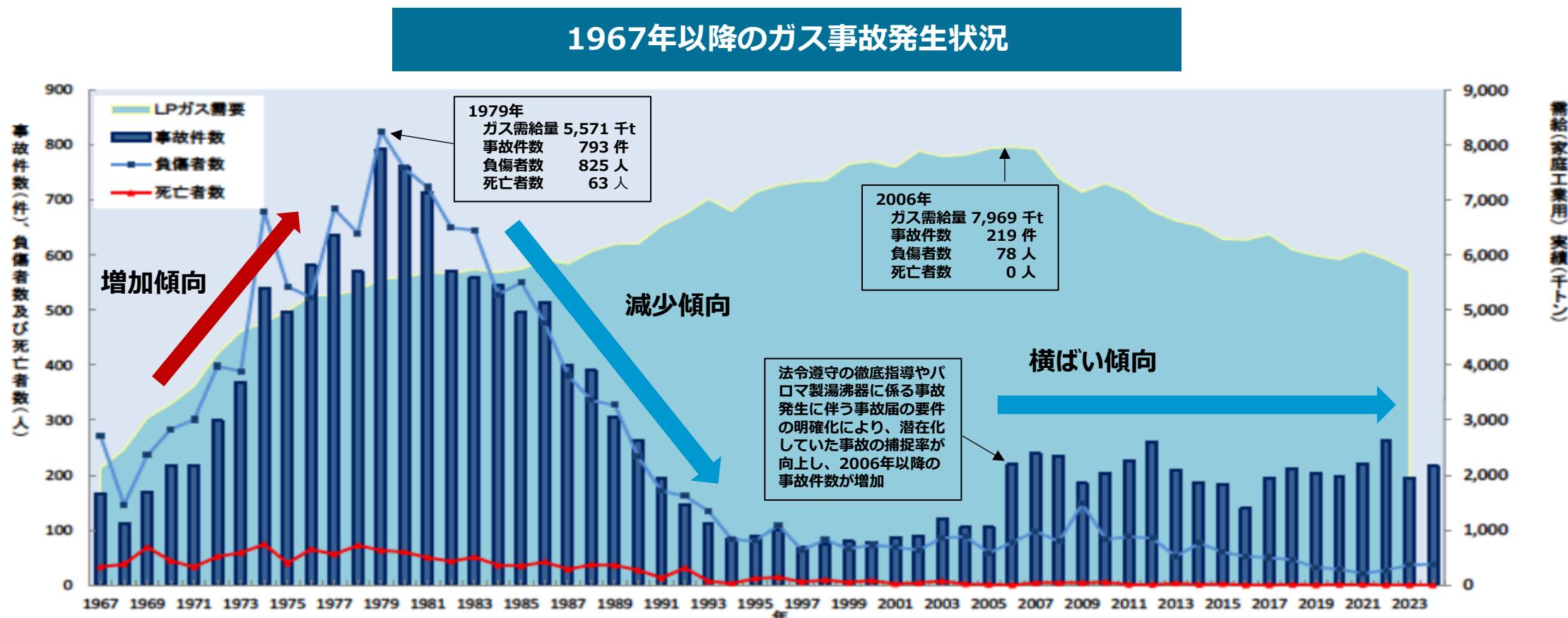


改定後の
「液化石油ガス安全高度化計画2030」
の公表（2026年4月頃を予定）

2. 液化石油ガス安全高度化計画2030実施期間における 事故の状況について

液化石油ガス法に係るガス事故発生件数の推移

- 液化石油ガス法に係るガス事故件数は、1979年に過去最高の793件を記録した後、マイコンメーターやガス漏れ警報器、ヒューズガス栓等の安全器具の普及促進に官民一体で取り組んだ結果、1997年には68件まで大幅に減少した。
- 1998年から2005年までは75～120件/年で推移し、2006年以降は140～260件/年で横ばいで推移している。（以下、本資料における「ガス事故」とは、液化石油ガス法に係るガス事故を指す。）

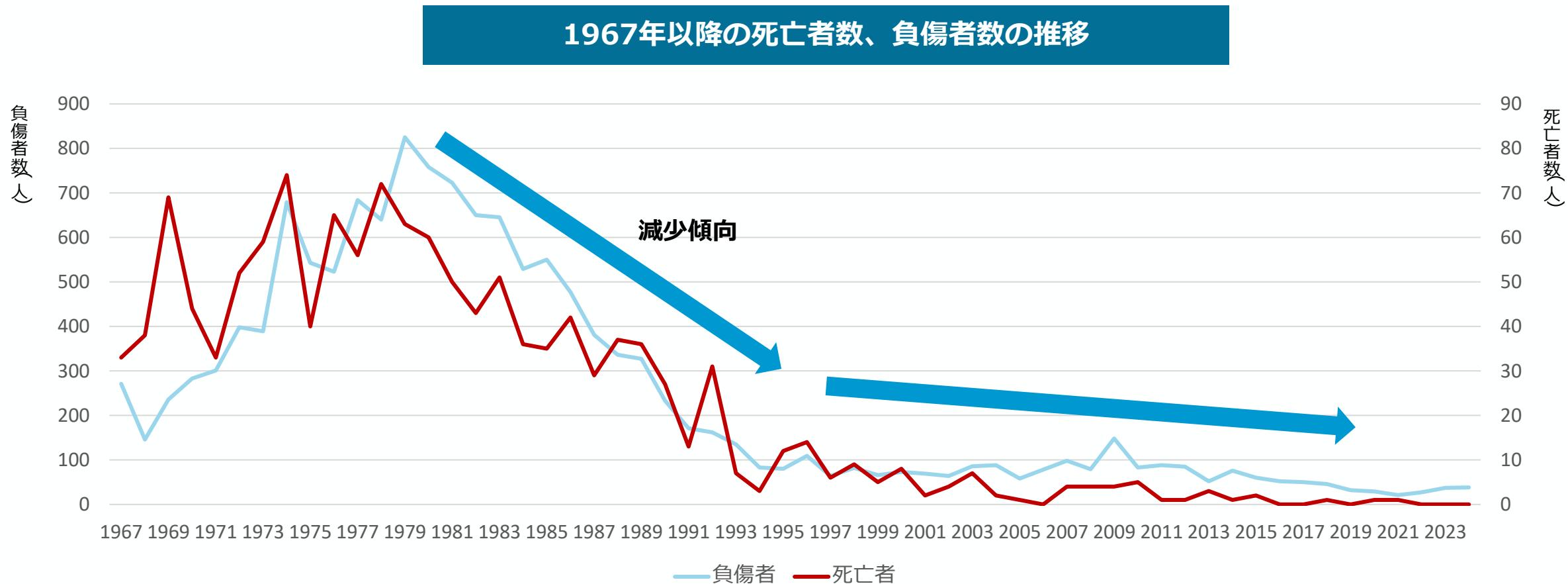


（出所）石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（安全技術普及事業（事故発生原因分析等調査（令和6年に発生したLPガス及び都市ガスの事故報告書の集計・取りまとめ業務）））事業報告書より引用し、一部加工

【注】現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進捗を受けて変更が生じる可能性がある。

液化石油ガス法に係るガス事故における死傷者数の推移

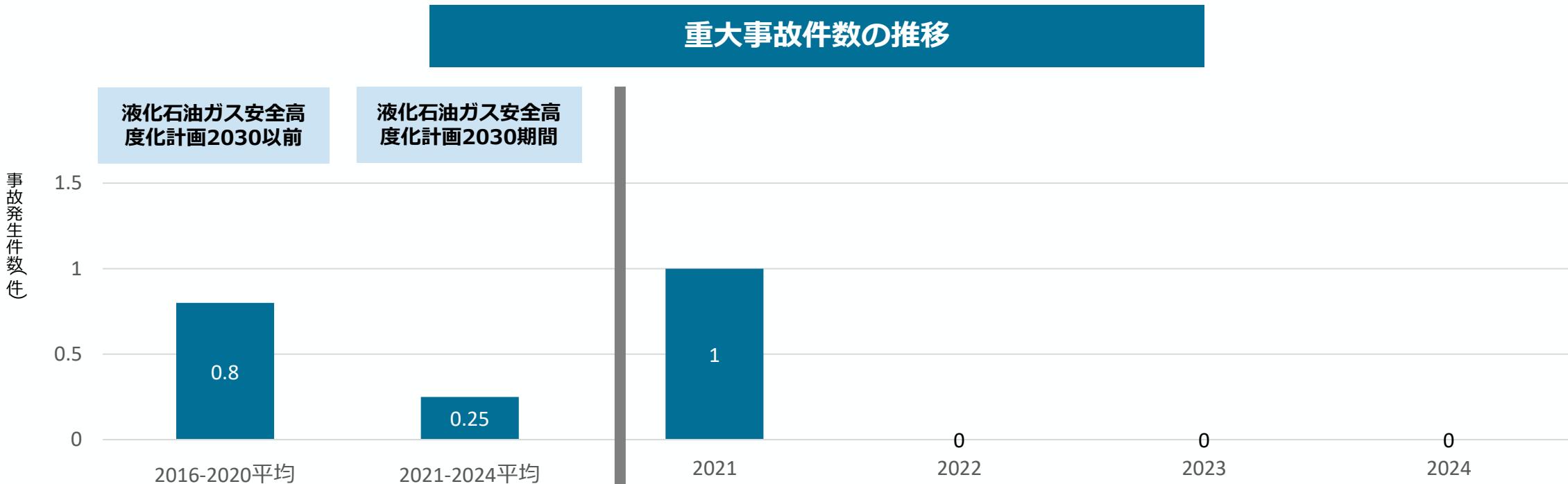
- ガス事故による死者数は、1978年以降減少傾向が続いているが、直近5年間は0人から1人の範囲で推移。
- ガス事故による負傷者数は、1979年以降減少傾向が続いているが、直近5年間は20人から40人程度の範囲で推移。



[注] 現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進捗を受けて変更が生じる可能性がある。

液化石油ガス法における重大事故について

- 液化石油ガス法における重大事故（B級以上）は、液化石油ガス安全高度化計画2030の期間中に1件発生。
- 液化石油ガス安全高度化計画2030の期間中、2021年を除き、2022年から2024年は重大事故が発生していない。



＜備考＞

- A級事故（産業保安事故対応マニュアル（令和6年10月）より）

①死者5名以上のもの、②死者及び重傷者が合計して10名以上であって①以外のもの、③死者及び負傷者が合計して30名以上であって①及び②以外のもの、④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊・倒壊・滅失等の甚大な物的被害が生じたもの、⑤大規模な火災等が進行中であって大きな災害に発展するおそれがあるもの

※2022年5月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テロに起因するもの等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響・関心が大きい（＊1）と認められるもの」等も要件。（＊1）NHK全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュースを含む）等で10社以上の報道がなされている場合を目安とする。

- B級事故（産業保安事故対応マニュアル（令和6年10月）より）

①死者1名以上4名以下のもの、②重傷者2名以上9名以下であって①以外のもの、③負傷者6名以上29名以下であって①及び②以外のもの、④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害が生じたもの、⑤その他、産業保安分野ごとに定める「実施細目」で規定するもの

※2022年5月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により社会的影響・関心が大きい（＊2）と認められるもの」も要件。（＊2）NHK全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュース含む）等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。

* 本事故件数は、現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

安全高度化計画期間中に発生した重大事故について

2021年1月14日 秋田県の一般住宅にて爆発火災事故（死亡者1名）

一般住宅において、漏えいによる爆発火災事故が発生し、1名が死亡。

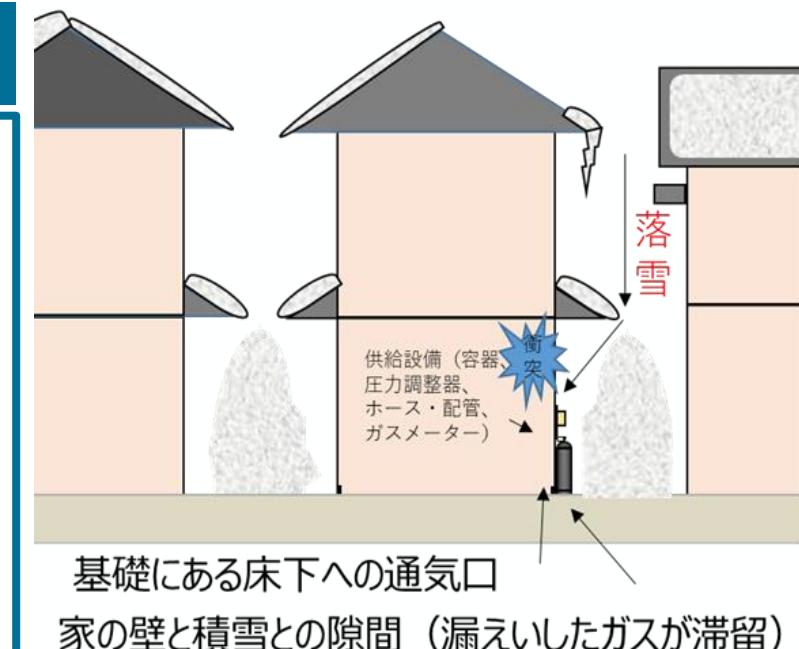
○発生日時・場所：日時 2021年1月14日（木）10時40分、場所 秋田県

○人的被害・物的被害：人的被害 死者1名、物的被害 当該住宅1棟全焼等

○事故概要：落雪により容器バルブと圧力調整器との接続部及び供給管とガスマーテー入口部が損傷し、いずれかからガスが漏えいしたと推定。雪下ろしの雪に囲まれた家屋の周辺や床下に、漏えいしたガスが滞留し、何らかの原因でガスに着火して爆発したものと推定されている。

雪害等事故対策の取組状況

- 経済産業省は2022年度に、LPガス安全委員会において、消費者向けリーフレット（雪害対応LPガス保安ガイド）を作成。
- また、2022年度及び2023年度の委託事業において、過去の雪害等に係る事故の分析を実施。雪害の発生場所を分析し、地形や気象現象との関係について、一定程度の法則性や地域ごとの特性が明らかになった。この成果を災害予見性マップにまとめ、経済産業省ホームページで公表した。
- なお、販売事業者は、消費者へのリーフレットの配布に加え、雪害等の可能性がある供給設備等については、安全な位置への容器の移設、折損防止型調整器への交換を進める等の対策を講じた。



事故発生状況と安全高度化指標との比較

- 全体での死亡事故及び傷害事故については、安全高度化指標を下回る。
- 他方、死亡事故については、②起因者別でその他、③場所別で住宅での発生が指標を上回る。また、傷害事故についても、①販売形態別で質量販売、②起因者別で消費者及びその他、③場所別で業務用施設での発生が指標を上回る。

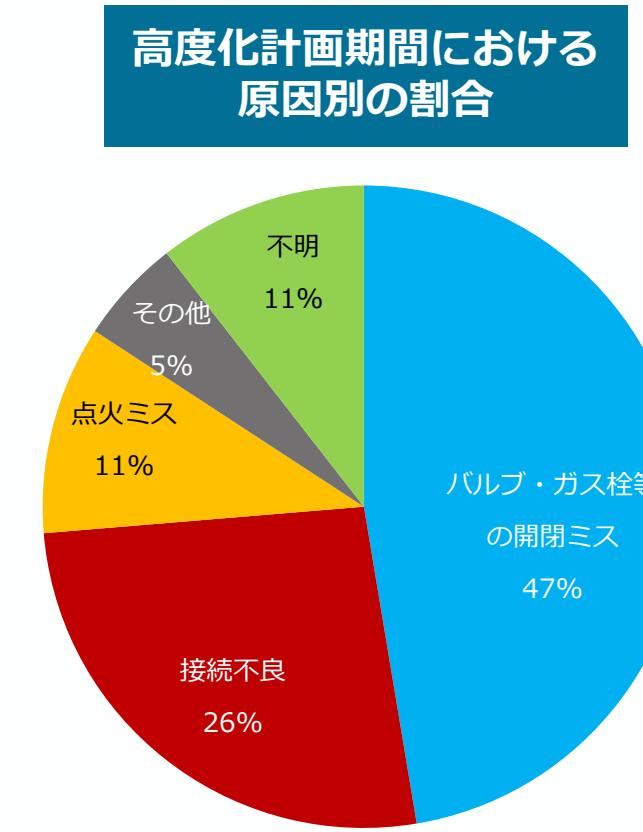
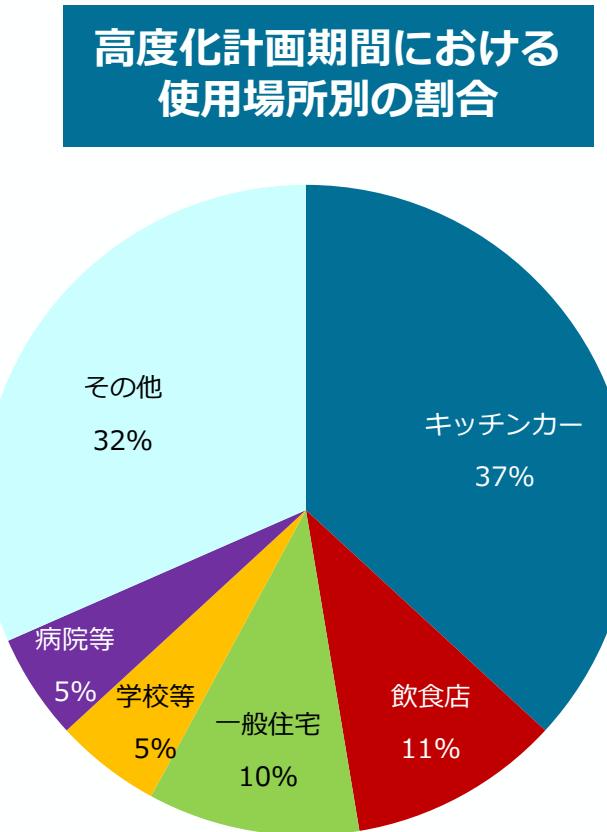
		安全高度化計画以前 (2016-2020の事故発生状況[件/年])	安全高度化指標 (2030年時点 [件/年])	安全高度化計画実施期間 (2021-2024の事故発生状況 [件/年])	安全高度化計画指標との比較	
全体	死亡事故	0.4件	0~1件未満	0.25件	指標を下回る	
	傷害事故	25.4件	25件未満	24.5件	指標を下回る	
①販売形態別	体積販売	死亡事故	0.4件	0~0.6件未満	0.25件	指標を下回る
		傷害事故	22件	22件未満	19.75件	指標を下回る
	質量販売	死亡事故	0件	0~0.4件未満	0件	指標を下回る
		傷害事故	3.4件	3件未満	4.75件	指標を上回る
②起因者別	消費者	死亡事故	0件	0~0.2件未満	0件	指標を下回る
		傷害事故	15.4件	15件未満	16件	指標を上回る
	事業者	死亡事故	0件	0~0.2件未満	0件	指標を下回る
		傷害事故	4.4件	5件未満	4.75件	指標を下回る
	その他	死亡事故	0.4件	0~0.2件未満	0.25件	指標を上回る
		傷害事故	6件	5件未満	5.75件	指標を上回る
③場所別	住宅	死亡事故	0.2件	0~0.2件未満	0.25件	指標を上回る
		傷害事故	7件	10件未満	7.75件	指標を下回る
	業務用施設	死亡事故	0.2件	0~0.2件未満	0件	指標を下回る
		傷害事故	12.4件	11件未満	13.25件	指標を上回る
	その他	死亡事故	0件	0~0.2件未満	0件	指標を下回る
		傷害事故	6件	4件未満	3.5件	指標を下回る

(注1) 起因者別の事故件数は、「消費者及び事業者」が起因となった場合は、「消費者及び事業者」それぞれにカウントしているので、全体傷害事故件数とは一致しない。

(注2) 本事故件数は、現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

【①販売形態別】 質量販売における傷害事故について

- 質量販売における傷害事故は、3件/年未満の指標に対し、4.75件/年発生であり、指標を上回る。
- 使用場所は、キッチンカーが37%と最も多い。次いで、その他（屋台、キャンプ場、プレハブ等）が32%。
- 原因是、ヒューマンエラーが最も多く、内訳は、バルブやガス栓等の誤操作や閉め忘れ等の開閉ミスが47%、調整器やゴムホース等の接続不良が26%、コンロ等の点火ミスが11%。



(参考) 質量販売（キッチンカー）での事故事例について

2024年7月14日 山形県 漏えい爆発・火災（重傷者1名、軽傷者1名）

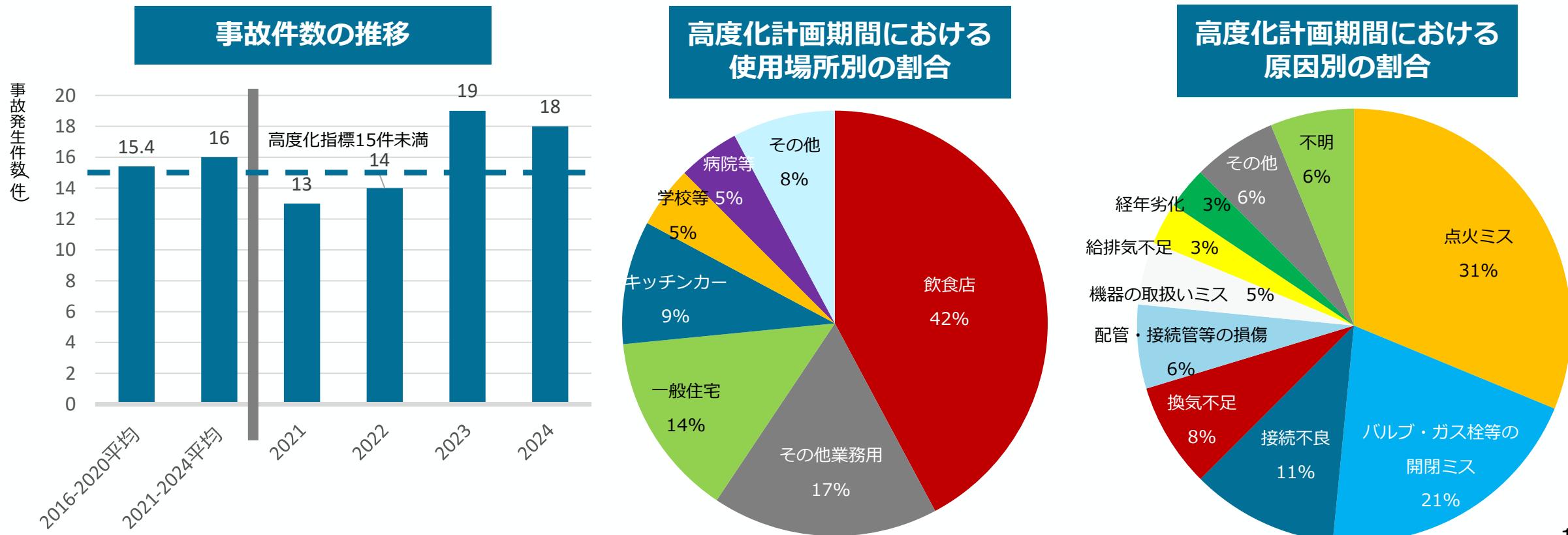
- イベント出店のためキッチンカーで調理を行っていたところ、調理器具の火が消えたため容器の残量がなくなったと思い、容器の交換を行った。その際、容器と調整器接続部を誤って取り外したことによりガスが漏えいし、使用中の別の消費設備から引火して火災になった。火災により1名が重傷、1名が軽傷を負った。
- 原因は、使用済みの容器の容器バルブを閉止しようとして、容器バルブではなく、誤って調整器接続部を外す方向に回したことによるもの。

2024年9月28日 千葉県 漏えい火災（軽傷者2名）

- 9月28日（土）9時15分、容器接続時に調整器取付が不十分で漏えい、周辺火気を消火せずに、独断で作業したため爆発火災発生。9時20分、当事者（ガス購入者）が消防へ通報。9時40分、ガス購入者、従業員1名がそれぞれ救急車で病院に搬送。11時30分、ガス購入者全治3週間、従業員全治2週間と診断され現場に戻り、消防立会いのもと現場検証、火災認定あり、当日は営業なし。
- 一次原因は、バルブ逆開閉により漏えい、周辺火気を消火せずに交換作業を実施したことによるもの。
- 二次原因は、予備容器は販売事業者が容器を交換する際に充てん所への依頼を省略することで迅速に販売するため、容器の交換作業（調整器の脱着）は購入者ではなく販売事業者が行うとして契約時に説明していたが、事故当日は購入者が独断で交換作業をしたことによるもの。
- なお、火気距離についても販売事業者から説明済みだが、購入者が対応しなかった。

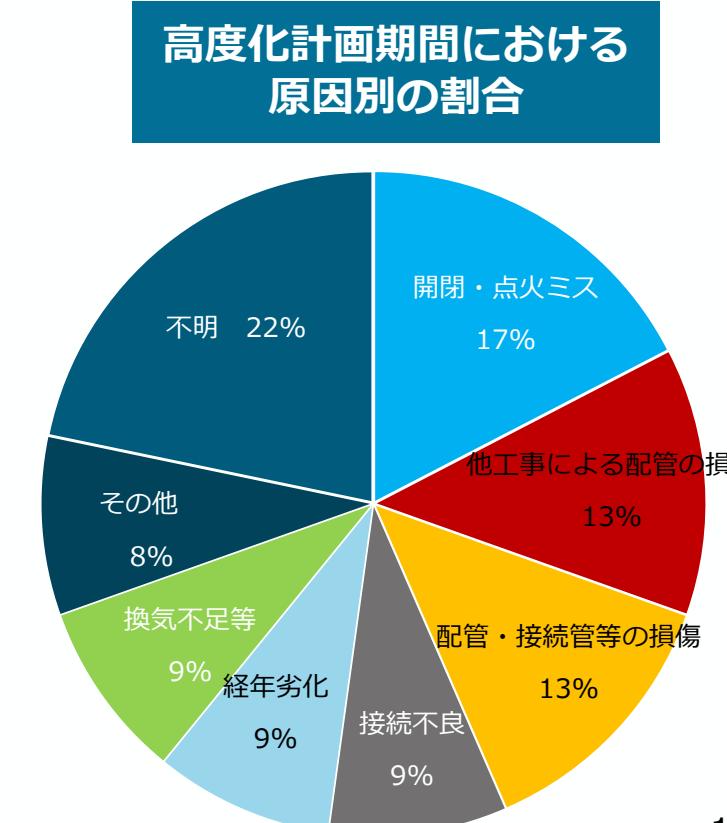
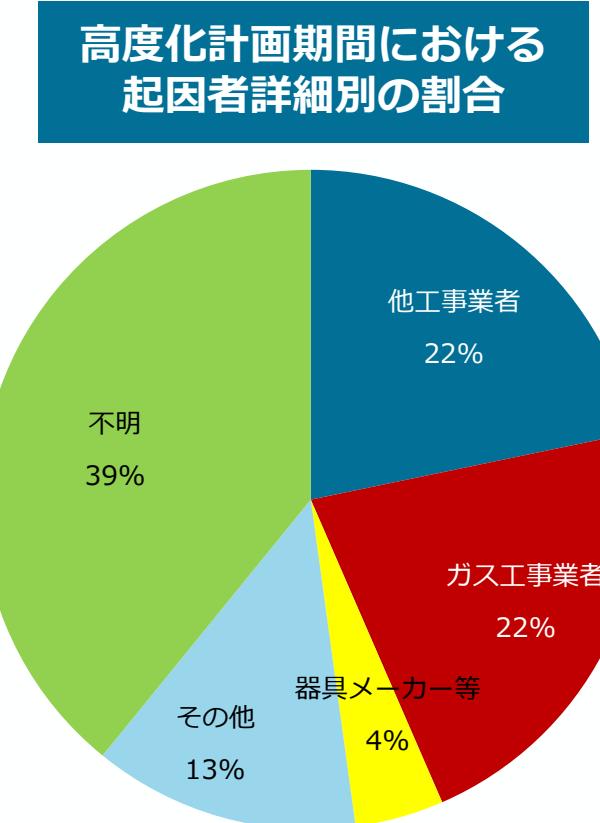
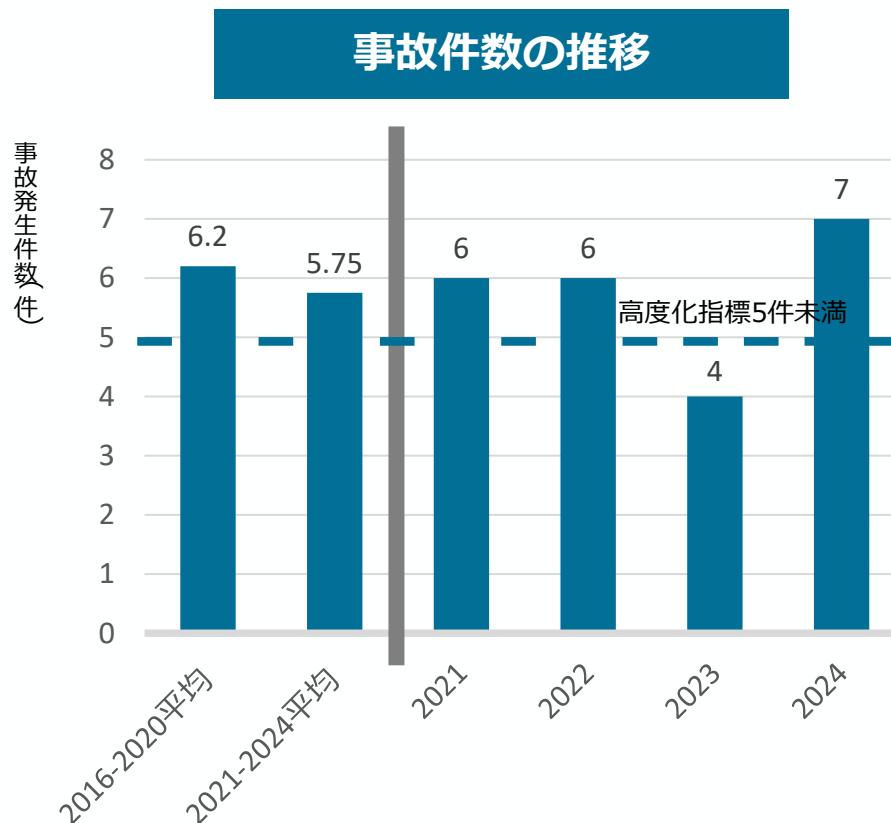
【②起因者別】消費者に起因する傷害事故について

- 消費者に起因する傷害事故は、15件/年未満の指標に対し、16件/年発生であり、指標を上回る。
- 使用場所は、業務用施設が最も多く、内訳は、飲食店が42%、その他業務用（店頭販売・惣菜屋等）が17%。
- 原因は、ヒューマンエラーによるものが最も多く、内訳は、コンロ等の点火ミスが31%、バルブ・ガス栓等を誤操作や閉め忘れ等の開閉ミスが21%。



【②起因者別】 その他に起因する傷害事故について

- その他に起因する傷害事故は、5件/年未満の指標に対し、5.75件/年発生であり、指標を上回る。
- 起因者は、販売事業者等以外の事業者によるものが多く、内訳は、ガス工事業者及び他工事業者が22%。
- 原因は、工事や作業に起因するものが多く、内訳は、作業中のガス栓の誤開閉・コンロ等の点火ミスが17%、他工事による配管の損傷が13%。

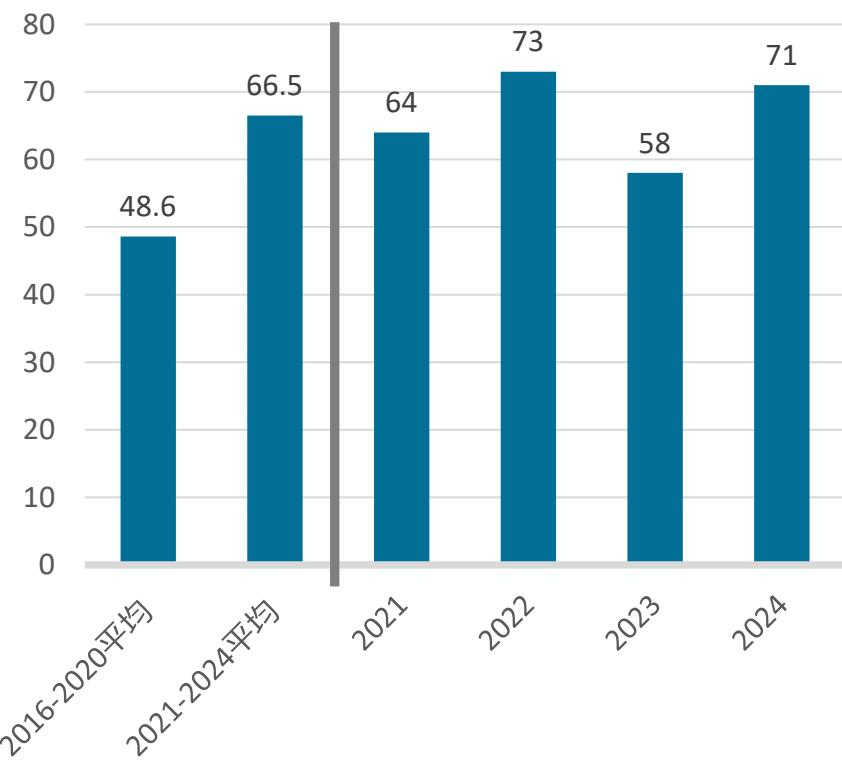


[注] 現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進捗を受けて変更が生じる可能性がある。

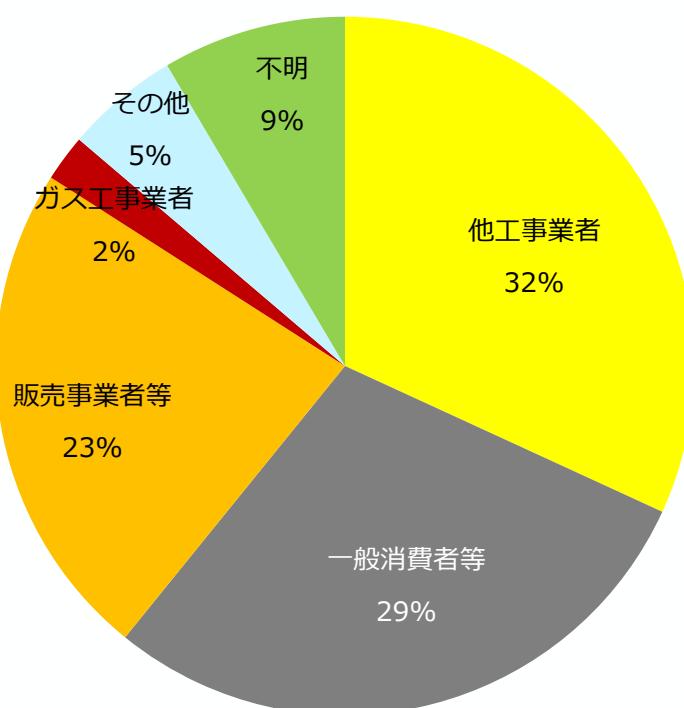
ガス事故全体における他工事事故の発生状況

- 他工事業者に起因する事故の発生件数は、増加傾向にあり、2019年以降は50件以上で推移。
- 高度化計画期間（2021-2024）における起因者別の割合は、他工事業者による事故が32%を占める。
- 他工事の詳細は、上下水道が28%と最も多い。次いで、解体及び建築・土木・外構が20%、内装・リформが12%。

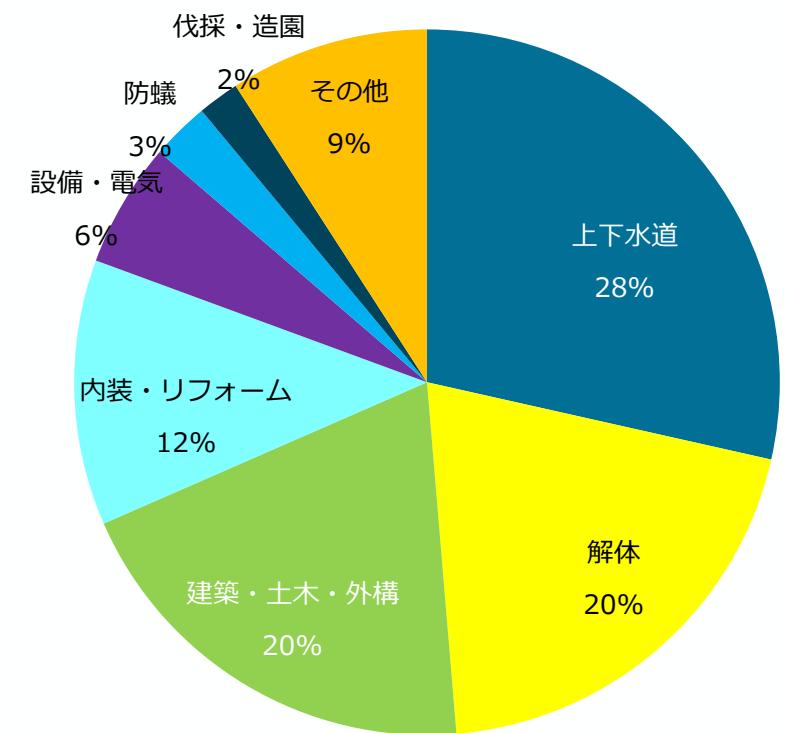
他工事事故発生件数の推移



高度化計画期間における起因者別の割合



高度化計画期間における他工事事故の詳細



[注] 現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進捗を受けて変更が生じる可能性がある。

(参考) 他工事での事故事例について

2021年11月26日 大阪府 漏えい火災（軽傷者1名）

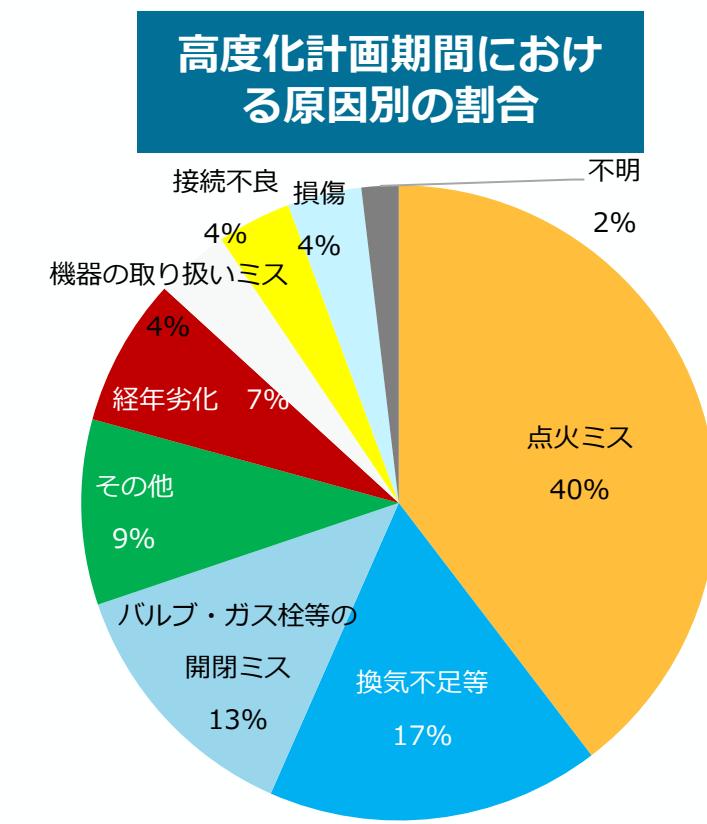
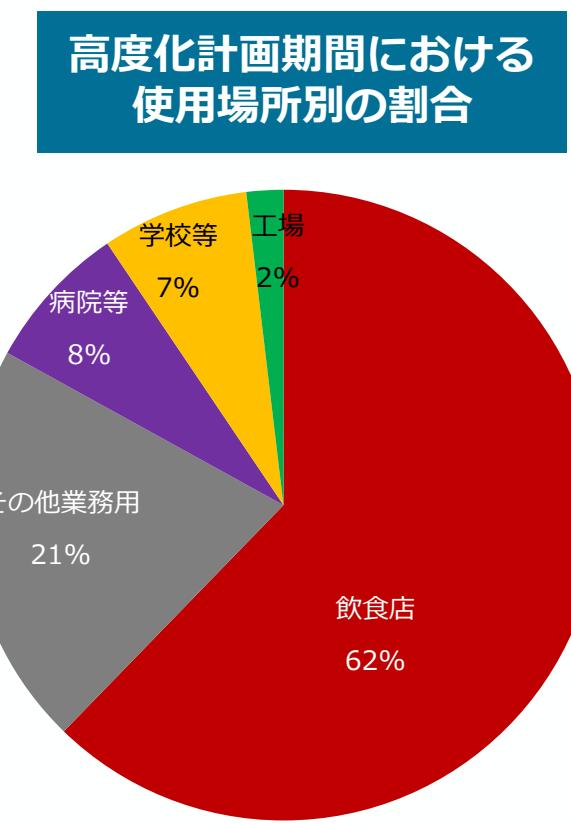
- 小規模導管供給団地の解体作業現場において、住宅の解体工事業者が配管を引っかけてガスが漏えいした。工事業者はその漏えいに気付かず溶接のトーチバーナーを使用し、ガスに着火したため作業員が火傷を負った。
- 原因は、LPガスの供給地域であったが後に都市ガスの配管が入り、解体工事業者は都市ガス配管のみの埋設と判断して撤去作業を行っていたが、LPガス配管が埋設されていることに気付かずに掘削作業中にLPガス配管を損傷させた。その際ガスが漏えいしたにも関わらず、鉄筋切断の作業のため、トーチバーナーに点火したため、その火がガスに着火したもの。

2024年11月28日 福岡県 漏えい火災

- 共同住宅の水道工事業者が「工事中にガス管を切斷して一時的に火花が出た」と消防へ通報した。消防により居室内パイプスペースの焼損状況の確認を行った。当該工事業者が粉末消火器で消火対応済みであった。当日中に液化石油ガス販売事業者が供給管の交換作業と漏えい検査を実施し、異状がないことを確認した。
- 一次原因は、電動ノコギリにより居室パイプスペース内の給水管の切斷作業中に液化石油ガスの供給管を損傷したことで、切斷時の火花が漏えいしたガスに引火して火災化したことによるもの。
- 二次原因は、水道工事業者が液化石油ガスの供給管を誤って損傷したことによるもの。

【③場所別】業務用施設での傷害事故について

- 業務用施設での傷害事故は、11件/年未満の指標に対し13.25件/年発生であり、指標を上回る。
- 使用場所は、飲食店が62%と最も多い。次いで、その他業務用21%（屋台、キャンプ場、プレハブ等）、病院等8%、学校等7%。
- 原因は、ヒューマンエラーによるものが最も多く、内訳は、コンロ等の点火ミスが40%、換気不足等17%、バルブ・ガス栓等の誤操作若しくは閉め忘れ等の開閉ミスが13%。



[注] 現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進捗を受けて変更が生じる可能性がある。

(参考) 業務用施設（飲食店）での事故事例について

2022年4月6日 兵庫県 漏えい爆発（軽傷者1名）

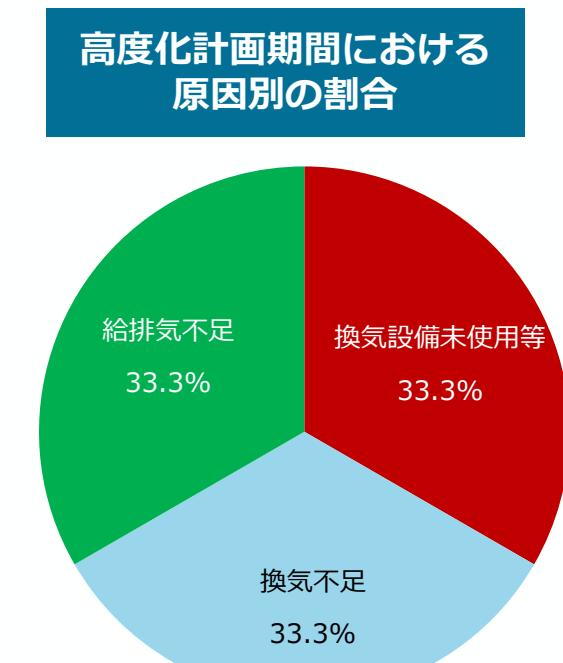
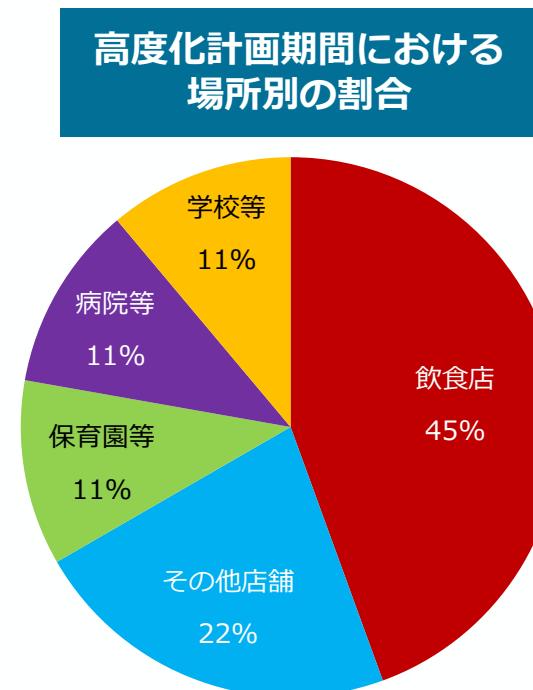
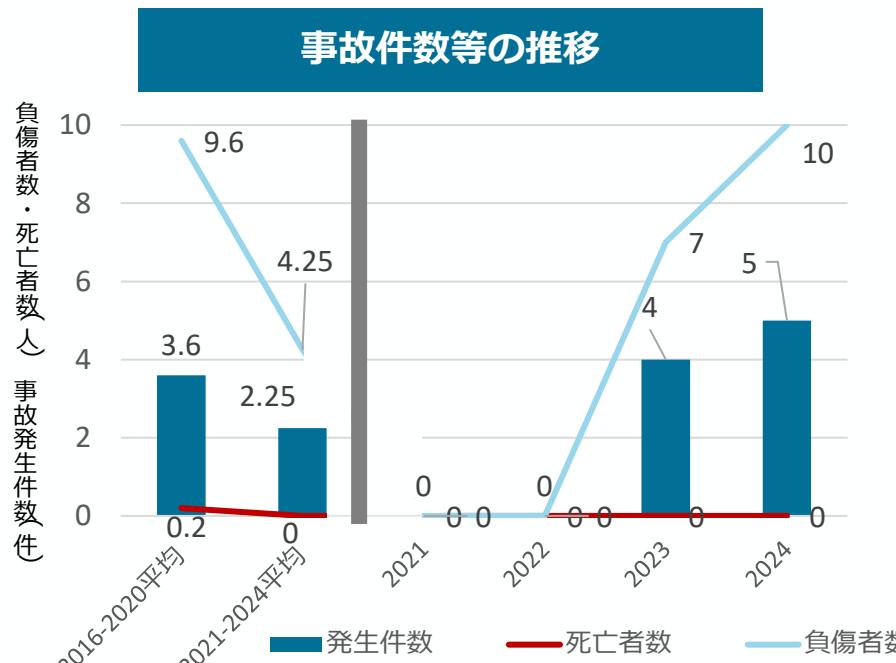
- パート従業員が業務用麺ゆで器の点火手順を誤り、滞留していたガスに引火し爆発を起こした。当該業務用麺ゆで器は、左右に釜が分割されており、それぞれ3本ずつ合計6本のバーナーがあり、通常は右側の釜を使用して、右側の釜を掃除する時に左側の釜を使用する。清掃時には左側の釜が沸騰して使用を始めてから、右側の釜の火を消すが、今回は本来点火すべき左側の釜を点火せずに、誤って右側のバーナーをすべて消火してしまった。慌てて左右の釜のバーナー6本を一度に開き点火しようとしたところ機器内部に滞留した未燃ガスに、再点火時の火が引火して爆発した。
- 原因は、パート従業員が本来1本づつ点火していく手順を守らず、かつ、6本をすべて開き点火しようとしたことによるもの。

2023年8月4日 千葉県 漏えい爆発（軽傷者1名）

- 従業員が餃子焼き器に点火する際にすでに種火等のコックが開いており、餃子焼き器内にガスが充満した状態だった。本来点火棒で着火するところをチャッカマンにて着火した際に充満したガスに引火し爆発した。爆発により餃子焼き器を使用していた消費者（従業員）の腕が火傷を負った。爆風で窓ガラスやサッシが割れたがほかに人的被害はなかった。
- 原因は、餃子焼き器に点火する際にすでに種火等のコックが開いており、餃子焼き器内にガスが充満した状態であり、本来は点火棒を使用して着火せらるべきところをチャッカマンで着火し、充満したガスに引火し爆発したことによるもの。

【③場所別】業務用施設におけるCO中毒事故の発生状況について

- CO中毒事故の発生状況は、高度化計画以前（2016-2020）と比べて、高度化計画期間（2021-2024）では発生件数、死亡者数、負傷者数のいずれも減少。
- 高度化計画期間においては、発生場所は全て業務用施設であり、いずれも傷害事故。
- 使用場所は、飲食店が45%と最も多い。また、事故原因としては、いずれも換気・給排気の不良によるものであり、内訳は、換気扇等の換気設備未使用、換気扇や窓開放の不足による換気不良、オーブンや食洗機等のガス機器における給排気不足が、それぞれ3分の1ずつを占めている。
- CO中毒事故9件のうち8件は、CO警報器等が未設置または取り外されていた事例であり、対策としてCO警報器等の設置若しくは取り外さないように周知を実施。なお、CO警報器等設置していた1件は、検知可能な位置へ移設を実施。



【注】現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進捗を受けて変更が生じる可能性がある。

(参考) 業務用施設におけるCO中毒事故事例について

2024年7月22日 福岡県 CO中毒（重症者1名、軽症者2名）

- 飲食店にて体調不良者（店舗従業員）が3名発生し、救急搬送される。厨房にてガス機器を使用していたため、CO中毒の疑いがあることから、飲食店関係者がガス販売事業者へ連絡し、販売事業者が現場に向かう。確認の結果、ガス機器等に異常は見られなかった。
- 原因は、窓及び扉を締め切った密閉状態でガス機器を使用していたため、レンジフードからの排気のみとなり、給気不十分となっていたと推定される。

2023年10月3日 滋賀県 CO中毒（軽症者3名）

- 鋳物コンロを使用中に1名が倒れ救急搬送される。その後、2名も気分が悪くなり、結果、3名が血中の一酸化炭素濃度が高いとのことで入院し、翌日退院した。販売事業者が、鋳物コンロの炎の色が若干黄色味を帯びていたが、大型の鍋を乗せると黄色い炎に変わったことを確認。
- 原因は、鋳物コンロの経年劣化により燃焼不良が起きている所に大型の鍋を乗せた事により不完全燃焼が起つたことによるもの。また、換気が不十分で一酸化炭素が滞留した。

3. 実行計画の主な取組状況

(参考) 高度化目標達成に向けたアクションプランの各項目

大分類	中分類	小分類	アクションプランの項目	主体者
1	事故対策	CO中毒事故防止対策	▶ 業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発	L Pガス事業者、国、第三者機関
2			▶ 業務用換気警報器・CO警報器の設置促進	L Pガス事業者
3			▶ 安全型機器及び設備の開発普及	L Pガス事業者、関係事業者
4		消費者起因事故対策 ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策	▶ 安全な消費機器等の普及促進	L Pガス事業者、国、関係事業者
5			▶ 周知等による保安意識の向上	L Pガス事業者、国、都道府県、指定都市、第三者機関
6			▶ 誤開放防止対策の推進	L Pガス事業者
7			▶ ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等	L Pガス事業者、国、都道府県、指定都市、関係事業者
8			▶ 消費設備調査の高度化	L Pガス事業者
9			▶ リコール対象品等への対応	L Pガス事業者、国、関係事業者
10			▶ 供給管・配管の事故防止対策	L Pガス事業者
11	販売事業者起因事故対策	設備対策	▶ 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理	L Pガス事業者
12			▶ 軒先容器の適切な管理	L Pガス事業者
13			▶ 他工事事故防止対策	L Pガス事業者、国、都道府県、指定都市
14		その他事故防止対策	▶ 質量販売に係る事故防止対策	L Pガス事業者
15			▶ バルク貯槽等の告示検査対応	L Pガス事業者
16	自然災害対策	地震・水害・雪害対策	▶ 災害に備えた体制構築	L Pガス事業者、国、都道府県、指定都市
17			▶ 迅速な情報把握	L Pガス事業者、国、都道府県、指定都市
18			▶ 容器の転倒・流出防止対策	L Pガス事業者、国、都道府県、指定都市、関係事業者
19			▶ 雪害事故防止対策	L Pガス事業者、国、都道府県、指定都市
20	保安基盤	保安管理体制	▶ 経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等及び保安レベルの自己評価	L Pガス事業者
21			▶ L Pガス販売事業者等の義務の再確認等	L Pガス事業者
22			▶ 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施	L Pガス事業者、国、第三者機関、
23			▶ 自主的な基準の維持・運用	第三者機関
24		スマート保安の推進	▶ スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化	L Pガス事業者、国、第三者機関、関係事業者
25			▶ その他のスマート保安に関するアクションプラン	L Pガス事業者、国

国が主体で取り組むアクションプランの実施状況（概要）（1/4）

消費者起因事故対策

No	分類	アクションプランの項目	実施した取組
1	CO中毒事故防止対策	<ul style="list-style-type: none">業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発	<ul style="list-style-type: none">「業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議」を毎年開催し、関係省庁や関係団体と意見交換・協力要請を実施CO中毒事故防止に関する講習を毎年委託事業で開催し、全国のLPガス販売事業者の保安知識の向上を図った
4	ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策	<ul style="list-style-type: none">安全な消費機器等の普及促進	<ul style="list-style-type: none">令和3年度委託事業にて、業務用レンジ（オープン部）等への立ち消え安全装置普及促進に向けた検討を実施
5		<ul style="list-style-type: none">周知等による保安意識の向上	<ul style="list-style-type: none">内閣府政府広報オンライン、経産省ウェブサイト等を通じて、広報・注意喚起を実施
7		<ul style="list-style-type: none">ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等	<ul style="list-style-type: none">ガス消費設備の使用者および管理者に対し、CO中毒事故防止のため、業務用換気警報器の設置等の重要性について周知を実施
9		<ul style="list-style-type: none">リコール対象品等への対応	<ul style="list-style-type: none">経産省ウェブサイトを通じて、密閉式ガス瞬間湯沸かし器等のガス機器製品についてのリコール情報を公表

国が主体で取り組むアクションプランの実施状況（概要）（2/4）

販売事業者起因事故対策

No	分類	アクションプランの項目	実施した取組
13		<ul style="list-style-type: none">他工事事故防止対策	<ul style="list-style-type: none">国交省、厚労省に対し、他工事事故防止のため工事前のガス事業者への照会・工事の際の立会い等の協力要請を実施令和3年度委託事業にて、更なる他工事事故防止対策について検討し、委託事業報告書をまとめた
14	その他事故防止対策	<ul style="list-style-type: none">質量販売に係る事故防止対策	<ul style="list-style-type: none">2022年7月、保安業務告示及び通達を一部改正し、LPガスを使うキャンピングカー等の一般消費者が緊急時対応講習を修了し、販売事業者の確認を受けた場合、保安規制（30分ルール）の対象外とすることを可能にした2025年6月、通達を一部改正し、消防機関が講習実施機関として消防職員に対する講習を実施可能にすることで、同職員のLP保安の知識・知見を確保しつつ、本制度の下で同職員を30分ルールの対象から除いた

国が主体で取り組むアクションプランの実施状況（概要）（3/4）

自然災害対策

No	分類	アクションプランの項目	実施した取組
16	地震・水害・雪害対策	<ul style="list-style-type: none">災害に備えた体制構築	<ul style="list-style-type: none">「LPガス災害対策マニュアル」について、容器流出防止措置に係る液化石油ガス法規則及び機能性基準の運用通達（例示基準）等の改定に伴う更新を都度、委託事業を通して実施令和6年度委託事業における調査結果を参考に、「LPガス災害対策マニュアル」改訂案を策定中
17		<ul style="list-style-type: none">迅速な情報把握	<ul style="list-style-type: none">令和6年度委託事業において、被災情報等の情報収集体制について検討を行い、検討結果を踏まえて、「LPガス災害対策マニュアル」改訂案を策定中
18		<ul style="list-style-type: none">容器の転倒・流出防止対策	<ul style="list-style-type: none">豪雨等による容器流出被害が相次いだことを踏まえ、2021年6月、洪水浸水想定区域等においては、容器のベルト又は鎖の二本掛け等を義務づける液化石油ガス法施行規則及び例示基準を改正
19		<ul style="list-style-type: none">雪害事故防止対策	<ul style="list-style-type: none">令和5年度委託事業において、過去の雪害等に係る事故の分析を実施。雪害の発生場所を分析し、地形や気象現象との関係について、一定程度の法則性や地域ごとの特性を明らかにした。この成果を災害予見性マップにまとめ、経済産業省ウェブサイトで公表

国が主体で取り組むアクションプランの実施状況（概要）（4/4）

保安基盤			
No	分類	アクションプランの項目	実施した取組
22	保安管理体制	<ul style="list-style-type: none">長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施	<ul style="list-style-type: none">毎年10月、自主保安活動等の顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者等への表彰を実施販売・保安業務に欠かせない知識の獲得を到達目標とし、毎年、全国の液化石油ガス販売事業者等を対象にeラーニングによる講習を実施令和5年度委託事業にて、制度改正等の変更に伴う保安業務ガイドの改訂を実施
24	スマート保安の推進	<ul style="list-style-type: none">スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化	<ul style="list-style-type: none">認定液化石油ガス販売事業者数は2003年頃から減少傾向であったが、低電力・広範囲・ローコストのL P WA (Low Power Wide Area) による集中監視システムの普及等を背景に、最近は第1号、第2号、共に増加。2024年12月末には第1号452者、第2号120者
25	スマート保安の推進	<ul style="list-style-type: none">その他のスマート保安に関するアクションプラン	<ul style="list-style-type: none">認定販売事業者制度をより普及させる観点から、認定液化石油ガス販売事業者及びその従業員が使用できるエンブレムを作成し、2019年4月より経済産業省ウェブサイトにおいて配布

(参考) 保安広報の促進ーXを活用したガス安全広報ー

- 10月のLPガス消費者保安月間と9~11月の都市ガスの「ガスと暮らしの安心」運動期間の連携を図り、新たに経済産業省Xアカウントを使い、LPガスの安全に係る広報活動の促進を実施。

公開日	内容 (() 内は12/1 時点のインプレッション数)	アドレス
9.16	「ガスと暮らしの安心」運動 開始 (7.8千)	https://x.com/metinIPPON/status/1968253057856401791
9.22	ガス栓の接続に注意 (9千)	https://x.com/metinIPPON/status/1970100105668886992
9.29	飲食店/食品工場向けガス機器使用時注意 * (5.6万)	https://x.com/metinIPPON/status/1972643142416622067
10.6	「LPガス消費者保安月間」開始 (1.1万)	https://x.com/metinIPPON/status/1975129076760559675
10.14	換気が必要 * (5.4万)	https://x.com/metinIPPON/status/1978046216144609356
10.20	警報器の設置 * (4.8万)	https://x.com/metinIPPON/status/1980198688095166697
10.27	質量販売 (9.4千)	https://x.com/metinIPPON/status/1982736239720869968
11.4	古いガス機器は交換しよう (7.2千)	https://x.com/metinIPPON/status/1985670605367361963
11.6	ガス保安功労者経済産業大臣表彰受賞者決定【都市ガス】 (7.5千)	https://x.com/metinIPPON/status/1986370447152480533
11.10	ガスの種類に合ったガス機器を (7.2千)	https://x.com/metinIPPON/status/1987802846931345660
11.17	他工事対策 (8千)	https://x.com/metinIPPON/status/1990370948420362361
11.25	自主保安の取り組み【都市ガス】 (6.4千)	https://x.com/metinIPPON/status/1993259283451199714

※ 厚生労働省、農林水産省、観光庁、消防庁、消費者庁等にもリポストにより広報活動への協力を得た



SNS (X) を利用した広報例

2025. 10. 14 VOL. 4.8.6
=====PSマガジン(製品安全情報メールマガジン)=====
製品安全についての情報をお届けします。(第2・4ヶ月毎日発行)
NITE(ナイト)(独立行政法人製品評価技術基盤機構)
製品安全センター



NITEと連携し、NITEメールマガジンに「ガスと暮らしの安心」運動を定期掲載

(参考) 都道府県・指定都市が主体で取り組むアクションプランの実施状況

- 都道府県・指定都市においてもアクションプランに沿った取組を実施しており、代表的な取組事例としては以下のとおり。

No	分類	アクションプランの項目	実施した取組
5	ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策	<ul style="list-style-type: none">周知等による保安意識の向上	<ul style="list-style-type: none">他工事によるLPG漏洩事故事例の紹介、LPGの危険性やCO中毒の注意喚起、ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等を目的に作成した動画を一般市民向けにWEB配信（堺市）
7	ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策	<ul style="list-style-type: none">ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等	<ul style="list-style-type: none">（一社）岡山県LPGガス協会に委託し、消費者を対象に保安教室を実施（岡山県）

行事名称	行事で実施した内容
<ul style="list-style-type: none">ガスフェアふれあい体験学習くらし防災フェア玉島ふるさとふれあい物産展岡山県総合防災訓練令和6年度赤磐市総合防災訓練倉敷市農業祭防火訓練施設訪問	<ul style="list-style-type: none">ガス発電機等の展示実演、保安資料の配布Siセンサー・コンロ等の展示説明LPGガス防災設備・警報器の展示説明LPGガス防災釜、発電機の展示説明消火器の操作訓練

岡山県の事例（保安教室）

4.液化石油ガス安全高度化計画2030の見直しの方向性

中間評価（まとめ）（案）

- 死亡事故の2021-2024年の年平均は約0.25件、傷害事故が年平均約24.25件で、死亡事故は0～1件未満の安全高度化指標を下回っており、傷害事故においても25件未満の安全高度化指標を下回っている。
- 他方、販売形態別で質量販売、起因者別で消費者及びその他、場所別で業務用施設における傷害事故については、安全高度化指標と比較した場合、指標を上回る状況。



- 液化石油ガス安全高度化計画2030に基づくこれまでの取組は一定の有効性があったものと認められる。
- 引き続き、同計画の安全高度化目標である2030年の死亡事故ゼロに向けて、これまでの取組を継続。
- 加えて、指標を上回る項目（質量販売における傷害事故、消費者及びその他起因による傷害事故、業務用施設での傷害事故）を中心に安全高度化目標の達成に向けた実行計画（アクションプラン）の追加の必要性について検討。

加速する環境変化を踏まえた見直しに向けて

- 液化石油ガス安全高度化計画2030策定時（2021年）、2030年までを見通して「今後10年間に想定される環境変化」を設定。2025年時点においても、「⑤感染症対策」を除き、これらの環境変化は今後も加速すると予想されるため、引き続き、①～④の環境変化を踏まえた取組を進めることとしてはどうか。

今後10年間に想定される環境変化（2021年時点）

①過疎化・高齢化

- 2021年以降の人口の状況としては、沖縄県等一部地域を除き、人口の増加がみられる地域は都市部に限定
- 人口減によるLPGガスの中長期的な需要縮小過疎化による供給困難地域の拡大が見込まれる

②人手不足、外国人の増加

- 保安の現場を担う人材確保が困難
- 外国人流入増による雇用拡大が見込まれる

③新たなデジタル技術の導入に伴う変化

- スマートメータ、IoT、AI等といった新たなデジタル技術を活用した保安の仕組みも積極的に取り組まれることとなり、その変化のフォローも必要
- デジタル技術の発展に伴い、セキュリティ対策（個人情報保護対策）も疎かにできない

④自然災害の多発化・激甚化

- 大規模地震、水害等における水害時における二次災害への対策が必要
- 災害発生後のLPGガス供給の早期復旧復興に備え、LPGガス事業者等は予め顧客情報、設備情報、LPGガス保安に関する情報等、情報の保全に努めることが必要
- 水害に関しては近年、我が国においてどこでも発生しうる可能性があるため、特に対策を講じることが必要

⑤感染症対策

- 今後の更なる感染拡大リスクやその他の感染症リスクに備え、人と人との接触機会を減らした保安確保の手法が必要

2025年時点の状況

①過疎化・高齢化

- 転入超過・転出超過^{※1}：2020年は8都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、滋賀県、大阪府、福岡県、沖縄県）が転入超過、残り39道府県は転出超過 ⇒2024年は7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、大阪府、福岡県）が転入超過、残り40道府県は転出超過
- 高齢化率（65歳以上人口割合）^{※2}：28.6%（2020年）⇒29.3%（2024年）

②人手不足、外国人の増加

- 2025年1月時点における、正社員の人手不足を感じている企業は53.4%であり、コロナ禍（2020年4月）以降で過去最高を記録^{※3} →人手不足は加速化
- 外国人労働者総数^{※4}：1,727千人（2021年）⇒2,303千人（2024年）

③新たなデジタル技術の導入に伴う変化

- LPWAやAIを活用した配達業務の効率化（ex.ソフトバンク株式会社は、LPGガスの配達最適化に関わるサービス Routify（ルーティファイ）を提供）
- 第7次エネルギー基本計画において、LPGガスのCN対応を推進すべく、rDM-Eを混入した低炭素LPGガスの導入の取組の推進（2025年）

④自然災害の多発化・激甚化

- 能登半島地震の発生（2024年）
- 第7次エネルギー基本計画において、災害時にはエネルギー供給の「最後の砦」と位置づけ（2025年）

⑤感染症対策

- 2023年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の位置づけを「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」へ変更^{※5}

※1：総務省 住民基本台帳人口移動報告 2020年（令和2年）結果（移動率）および 住民基本台帳人口移動報告 2024年（令和6年）結果（移動率）より。※2：令和7年版 高齢社会白書（内閣府）より。※3：帝国データバンク人手不足に対する企業の動向調査（2025年1月）より。※4：外国人雇用状況（令和6年10月末時点）（厚生労働省）より。※5：厚生労働省新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応についてより。

アクションプランの見直しについて（全体像）

- 安全高度化指標と比較し、指標を上回る項目（質量販売における傷害事故、消費者及びその他起因による傷害事故、業務用施設での傷害事故）を中心に、対策の強化等を実施することとしてはどうか。
- なお、消費者起因の傷害事故の相当数が、業務用施設で発生しているため、消費者起因の傷害事故の対策については、業務用施設（CO中毒事故含む）に包含する形で整理してはどうか。

見直しの方向性（案）の全体像

現状の取組

質量販売

- ①経産省ウェブサイト等による広報
- ②質量販売緊急時対応講習



見直しの方向性

- ①更なる広報の強化
- ②質量販売緊急時対応講習への実技講習の追加

他工事

- ①経産省ウェブサイト等による広報
- ②建設工事事業者等届出関係窓口でのリーフレット等の配布
- ③関係省庁、関係業界への協力要請



業務用施設（CO中毒事故含む）

- ①経産省ウェブサイト等による広報
- ②関係省庁、関係業界への協力要請
- ③LPガス販売事業者等への教育



アクションプランの見直しについて（質量販売における事故）

- 質量販売での傷害事故件数の2021-2024年の年平均4.75件は、2016-2020年の年平均3.4件と比較して増加しており、また使用場所については、キッチンカーが7件と最も多い状況である。
- こうした状況を踏まえ、質量販売されたLPガスを安全に使用するための動画やリーフレットを作成し、経産省ウェブサイト等での広報を実施。また、2022年に保安業務告示及び通達の一部改正を実施し、消費者自身が緊急時に必要な措置を自ら行うことが可能となるよう質量販売緊急時対応講習の制度を構築したところ。
- 現状の取組に加えて、①更なる広報の強化、②質量販売緊急時対応講習への実技講習の追加を検討してはどうか。

現状の取組

- ①経産省ウェブサイト等による広報：委託事業を活用し、質量販売されたLPガスを安全に使用するための動画・リーフレットを掲載。また、Xを活用し、質量販売緊急時対応講習の受講を促す広報を実施。
- ②質量販売緊急時対応講習：LPガスの基礎知識、漏えい時の対応、容器バルブの操作方法などが講義内容として含まれるが、座学講習中心で行われている。



委託事業により作成した動画

見直しの方向性

- ①更なる広報の強化：キャンピングカー、キッチンカー等を利用される一般消費者等に対して、更なる広報の強化を図って、質量販売緊急時対応講習の積極的な受講を促す環境作りをしてはどうか。
- ②質量販売緊急時対応講習への実技講習の追加：現状の座学講習のみではなく、実技講習をオプション等で導入することを検討してはどうか。



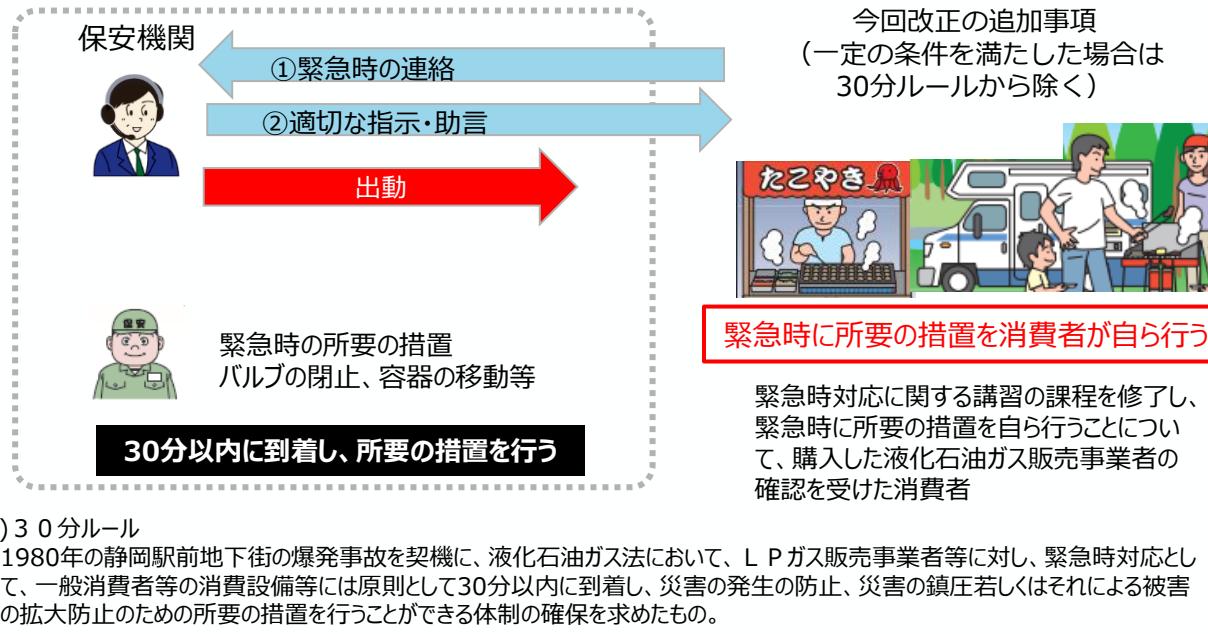
ガス栓へのゴム管の挿入不足がない状態



赤い線が見えているため、差し込み不足

(参考) 質量販売に係る制度改正について

- 2022年7月、保安業務告示及び通達を一部改正し、質量販売されたLPGガスを、キャンピングカー、キッチンカー等の消費設備により消費する一般消費者等が、質量販売緊急時対応講習を修了し、緊急時に必要な措置を自ら行うことについて、LPGガス販売事業者によりその確認を受けた場合は、保安機関の体制についての規制を緩和することとし、当該一般消費者等を緊急時対応（30分ルール）（注）の対象から除くことを可能とした。
- 2023年1月より質量販売緊急時対応講習を開始し、現在、同講習の実施者は、イーエルジー（株）（公社）千葉県LPGガス協会、富士瓦斯（株）及び名古屋プロパン瓦斯（株）の4者。
- 2025年6月、自然災害発生時を想定した職務における支援活動の実施の迅速化の観点から、国または地方公共団体における講習の特例を設けた。



質量販売緊急時対応講習

科目
□ 液化石油ガスの基礎（液化石油ガスの性質等）
□ 各種設備の機能及び取扱い（容器、調整器、燃焼器、安全機器等）
□ 緊急時の対処の方法（非常時の措置、損害賠償責任保険）
□ 関係法令（液化石油ガス法、高圧ガス保安法）

液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証

氏名 ○○○○
生年月日 ○年○月○日
修了年月日 ○年○月○日
修了証番号 ○○○○

写真

○年○月○日まで有効

○年○月○日

講習実施機関名

アクションプランの見直しについて（他工事における事故）

- 他工事事故発生件数の2021-2024年の年平均66.5件は、2016-2020年の年平均48.6件と比較して増加しており、起因者別の割合においても、2021-2024年32%と最も多い。
- こうした状況を踏まえ、他工事事故防止のため、一般消費者、建設工事事業者等向けにリーフレット等を用いた広報、関係省庁、関係業界への協力要請、LPガス販売事業者等への教育を毎年度実施しているところ。
- 現状の取組を継続し、①更なる周知の徹底、②LPガス販売事業者による更なる取組強化を検討してはどうか。

現状の取組

- 経産省ウェブサイト等による広報：敷地内でのリフォームや、自宅付近で水道工事がある場合は“事前に” LPガス販売事業者に連絡をお願いするリーフレットを掲載。
- 建設工事事業者等届出窓口でのリーフレット等の配布。
- 関係省庁、関係業界への協力要請：毎年度、経済産業省から関係省庁、関係業界に対して、「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について」の協力要請文書を発出。



一般消費者等向け周知



見直しの方向性

- 更なる周知の徹底：特に一般家庭や集合住宅の工事を行うリフォーム業者、水道業者等へ継続した周知の徹底を行うことが重要。今後も広報、周知活動等を継続しつつ、関係省庁や関係機関とも連携したSNSを活用した情報発信を行ってはどうか。
- LPガス販売事業者による更なる取組強化を図ってはどうか（事業者から一般消費者への継続した広報、周知等）



岡山県LPガス協会等は、会員企業等に「埋設管表示シール」を配布、販売

アクションプランの見直しについて（業務用施設等における事故（CO中毒含む））

- 一般消費者等（業務用含む）に起因する傷害事故の2021-2024年の年平均16件は、2016-2020年の年平均15.4件と比較して増加しており、また、使用場所は、飲食店が27件と最も多く、一般家庭より業務用厨房での比率が高くなっている。なお、業務用施設での傷害事故の使用場所についても同様に、飲食店が33件と最も多い。
- こうした状況を踏まえ、飲食店向けにリーフレット等を用いた広報や関係省庁、関係業界への協力要請、LPガス販売事業者等への教育機会の提供を行っているところ。
- 現状の取組に加えて、①更なる広報の強化、②一般消費者等（業務用施設を含む）の安全意識の向上を図る対策の実施を検討してはどうか。

現状の取組

- 経産省ウェブサイト等による広報：ガス機器使用時の換気の周知、業務厨房施設における一酸化炭素中毒事故防止のための注意喚起等の動画・リーフレットを作成し、経産省ウェブサイトへ掲載。
- 関係省庁、関係業界への協力要請：業務用厨房施設等におけるCO中毒事故防止の取組について、関係省庁、関係業界へ協力要請を実施。
- LPガス販売事業者等への教育：全国のLPガス販売事業者等に対して、CO中毒事故防止に関するeラーニングを実施。



飲食店向け広報

見直しの方向性

- 業務用施設（特に飲食店）での事故が多く、人員の入れ替わりがあることを踏まえれば、広報を粘り強く行うことが重要。LP販売事業者による周知に加え、更なる周知の強化を図ることとしてはどうか。
- 一般消費者等（業務用含む）の安全意識向上のための取組強化を図ってはどうか。



飲食店・食品工場向け広報



販売事業者等へのマニュアル